

評価業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条

この評価業務規程(以下「規程」という。)は、株式会社日本住宅保証検査機構(以下「当機関」という。)が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務(以下単に「評価の業務」という。)及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認(以下「長期使用構造等確認」という。)の業務(以下これらを総称して「評価等の業務」という。)の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条

評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条

評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時30分から午後5時20分までとする。

2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日まで

3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条

評価業務の主たる事務所は東京性能評価センターとし、その所在地は、東京都江東区亀戸1丁目14番4号とする。

- 1 北日本性能評価センターの所在地は、宮城県仙台市青葉区本町2丁目1番29号とする。
- 2 中部性能評価センターの所在地は、愛知県名古屋市中区丸の内2丁目20番25号とする。
- 3 西日本性能評価センターの所在地は、大阪府大阪市西区江戸堀1丁目10番8号とする。
- 4 北海道支店の所在地は、北海道札幌市中央区南一条東2丁目6番地とする。
- 5 東北支店の所在地は、宮城県仙台市青葉区本町2丁目1番29号とする。
- 6 北関東支店の所在地は、栃木県宇都宮市東築瀬1丁目3番21号とする。
- 7 北陸甲信越支店の所在地は、長野県長野市大字栗田1796番地とする。

- 8 東関東支店の所在地は、埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目12番4号とする。
- 9 西関東支店の所在地は、東京都江東区亀戸1丁目14番4号とする。
- 10 中部支店の所在地は、愛知県名古屋市中区丸の内2丁目20番25号とする。
- 11 関西支店の所在地は、大阪府大阪市西区江戸堀1丁目10番8号とする。
- 12 中四国支店の所在地は、広島県広島市南区段原2丁目1番14号とする。
- 13 九州支店の所在地は、福岡県福岡市博多区銀天町2丁目2番28号とする。
- 14 建設住宅性能評価の申請窓口は業務センターとし、東京都江東区亀戸1丁目14番4号に設置する。

(評価等の業務を行う区域)

第5条

業務区域は、日本国内の全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条

当機関は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。)第9条第1号から第3号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

- 2 当機関は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務のうち、共同住宅等の増改築に係るもの以外を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条

施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価(以下「設計住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
- (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書(施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)
- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し(ただし、当機関が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする(ただし、当機関において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)。
- 3 前2項の規定により提出される図書(以下「設計評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(当機関の使用に係る電子計算機

(入出力装置を含む。)と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

(長期使用構造等確認の申請)

第8条

長期使用構造等確認(新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。)を求めるようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書(以下この章において「長期使用構造等確認書」という。)又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする(ただし、当機関において直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、長期使用構造等確認書又は法第6条の2第4項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。)。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書(以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。)の受理において準用する。

(設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第9条

施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第10条

当機関は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当すること。
 - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

- 4 当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
 - (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰すことのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者と協議の上、期日を変更できること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであること、その他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないこと、その他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること。
 - (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があること、その他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 6 前 5 項の規定(前項(1)の規定を除く。)は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても

準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第11条

当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに「設計住宅性能評価マニュアル」及び「長期優良住宅認定マニュアル」等に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法、その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第12条

申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。

- 2 前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第13条

申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第 14 条

当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計評価提出図書の対象となる住宅の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の建築基準関係規程(以下単に「建築基準関係規程」という。)に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、その他当機関に帰することができない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表 1 に定める方法に従う。
- 3 当機関は、第 1 項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
- 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
- 5 前 4 項(ただし、第 1 項(3)を除く。)の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定」とあるのは「施行規則第 7 条の 4 第 1 項第 2 号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第 15 条

第 8 条第 2 項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成 21 年国土交通省令第 3 号)第 7 条第 4 号に規定する軽微な変更(以下この条において単に「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更に該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に該当しない場合は軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。ただし、当機関が法第 6 条の 2 第 3 項による確認書又は第 4 項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第16条

施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」という。)のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号(当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。)に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(新築住宅)
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項(国)の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第3項又は第4項)の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項の(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする(ただし、当機関において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)。
- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
 - (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(既存住宅)
 - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
 - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
 - (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
 - (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。)又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、第2項及び前項に掲げる図書が整っていない場合でも、当機関に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書(以下「建設評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第1項から第3項までの規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

(長期使用構造等確認の申請)

第17条

長期使用構造等確認(既存住宅に係るものに限る。第18条を除き、以下この章において同じ。)を求める

うとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書(以下この章において「長期使用構造等確認書」という。)又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて建設住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。
- 3 前条第5項の規定は、前2項の規定により提出される図書(以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。)の受理において準用する。

(建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第18条

施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認(建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る。)の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第19条

当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当すること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにすると共に、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、当機関の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。

(3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの。

- (a) 評価料金の額に関すること。
- (b) 評価料金の支払期日に関すること。
- (c) 評価料金の支払方法に関すること。

(4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。

- (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
- (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰すことのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者と協議の上、期日を変更できること。
- (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項(国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項)に規定する検査済証の写しを当機関に提出しないときは、業務期日を延期できること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。

- (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
- (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
- (c) 申請者は、当機関が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであること、その他当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること。
- (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないこと、その他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
- (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること。

(6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。

- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
- (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
- (c) 建設評価提出図書に虚偽があること、その他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

6 前5項の規定(前項(1)の規定を除く。)は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第

6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第20条

当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに「建設住宅性能評価マニュアル」及び「長期優良住宅に係る認定基準技術解説」に従い、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等(容易に行うことができるものに限る。)を行った上で再検査を受けたい旨の申し出があった場合(申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。)は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第21条

申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を当機関の定める検査対象工程工事完了通知書により通知しなければならないものとする。

- 2 当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の状況を記載した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならぬものとする。
- 5 当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第22条

申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(建設工事の変更)

第23条

- 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第24条

- 当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。
- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項(国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項)の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りではない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかつたこと、検査時期に必要な検査を行えなかつたこと、その他当機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかつたとき。
- (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

- 2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 当機関は、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
- 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
- 5 前4項(ただし、第1項(3)及び(4)を除く。)の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第7条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「その旨を書面をもって通知

する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第 25 条

第 17 条第 2 項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成 21 年国土交通省令第 3 号)第 7 条第 5 号に規定する軽微な変更(以下この条において単に「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更に該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に該当しない場合は軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。ただし、当機関が法第 6 条の 2 第 3 項による確認書又は第 4 項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第 4 章 評価員等

(評価員の選任)

第 26 条

当機関の長は、評価等の業務を実施させるため、法第 13 条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関(登録制移行前の指定講習機関を含む。)において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を終了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

第 27 条

当機関の長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第 28 条

評価等の業務を実施するため、評価員を東京性能評価センターに 11 人以上、北日本性能評価センターに 3 人以上、中部性能評価センターに 3 人以上、西日本性能評価センターに 3 人以上、東北支店に 2 人以上、北関東支店に 2 人以上、北陸甲信越支店に 2 人以上、東関東支店に 2 人以上、北海道支店に 2 人以上、西関東支店に 2 人以上、中部支店に 2 人以上、関西支店に 4 人以上、中四国支

店に2人以上、九州支店に2人以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。
- 3 ある事務所(ある事務所以外の事務所(以下「その他の事務所」という。)を除く。)の評価員が病気等の事情により、評価等の業務が実施できない場合にあっては、その他の事務所において当該評価等の業務を行う。
- 4 当機関は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な処置を講ずる。

(評価員の教育)

第29条

評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回、当機関の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理の体制)

第30条

評価等の業務に従事する職員を、第28条第1項の規定により配置された評価員を含め、東京性能評価センターに12人以上、北日本性能評価センターに4人以上、中部性能評価センターに4人以上、西日本性能評価センターに4人以上、北海道支店に3人以上、東北支店に3人以上、北関東支店に3人以上、北陸甲信越支店に3人以上、東関東支店に3人以上、西関東支店に3人以上、中部支店に3人以上、関西支店に5人以上、中四国支店に3人以上、九州支店に3人以上配置する。

- 2 当機関は、住宅評価部の部長を法第9条第1項第3号に規定する選任の管理者に任命する。
- 3 選任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第31条

評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明証を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、別記第1号様式による。

(秘密保持義務)

第32条

当機関の役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は、評価等の業務について知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金等の収納)

第33条

申請者は、別表2、別表3、別表4及び別表5に定める評価料金又は確認料金(以下、「評価料金等」という。)を、申請者等の指定の口座より引き落とし、又は銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等を減額するための要件)

第34条

評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し(当機関が当該認定書の写しを有しており、評価等の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。
- (2) 1年以上継続して住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が見込めるときで、あらかじめ当機関との協議等により構造部材、断熱材及び設備等の仕様の共通化がなされ、住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- (3) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- (4) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。
- (5) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。
- (6) 地方自治体等が行う制度の要件として、住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。

(評価料金等の返還)

第35条

収納した評価料金等は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第36条

当機関は、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雜則

(登録の区分等の掲示等)

第37条

当機関は、法第17条の規定に従い、登録の区分その他の施行規則第17条第1項各号に掲げる事項について、各事務所において公衆に見やすいよう掲示するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ(<https://www.jio-kensa.co.jp>)において公表するものとする。

(評価業務規程等の公開)

第38条

当機関は、本規程を評価等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第39条

当機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書を作成し、5年間事務所に備えておくものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第40条

利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、

(2)又は(4)の請求をするには、1枚につき55円(税込)を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第18条第2項第4号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第41条

帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれ掲げるものとする。

- (1) 法第19条第1項の帳簿：評価の業務の全部を廃止するまで

- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類(次号に掲げる書類と同一のものを除く。) : 5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 : 20年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第6条の2第3項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類 : 5年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第42条

前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠のできる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第43条

当機関は、電子情報処理組織による申請の受け付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

第44条

当機関の長、役員又はその職員(評価員を含む。)が住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価をおこなわないものとする。

- 2 当機関の長、役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

- 3 当機関の長、役員又はその職員(評価員を含む。)がその役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。)である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合(当該役員又は職員(評価員を含む。)が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。)は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項の(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる業務を行った場合

- 4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。

5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第45条

当機関は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約(保険金額が年間3千円以上であるもの及び地震その他の自然現象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの)を締結するものとする。

(事前相談)

第46条

申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合においては、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則) この規程は、平成20年3月25日から施行する。

(附則) この規程は、平成20年4月15日から施行する。

(附則) この規程は、平成20年10月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成21年1月5日から施行する。

(附則) この規程は、平成21年7月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成21年8月17日から施行する。

(附則) この規程は、平成21年10月13日から施行する。

(附則) この規程は、平成21年10月20日から施行する。

(附則) この規程は、平成22年2月8日から施行する。

(附則) この規程は、平成22年4月23日から施行する。

(附則) この規程は、平成22年6月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成22年6月10日から施行する。

(附則) この規程は、平成22年10月12日から施行する。

(附則) この規程は、平成23年2月21日から施行する。

(附則) この規程は、平成23年5月9日から施行する。

(附則) この規程は、平成23年9月26日から施行する。

但し、第4条第6項(甲信越支店の名称)、第22条第1項(甲信越支店の名称)、第24条第1項(甲信越支店の名称)については平成23年10月1日より施行する。

第4条第14項(北陸支店の所在地)については平成23年10月11日より施行する。

(附則) この規程は、平成23年11月21日から施行する。

(附則) この規程は、平成24年3月15日から施行する。

(附則) この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成24年4月17日から施行する。

(附則) この規程は、平成24年6月20日から施行する。

(附則) この規程は、平成24年7月23日から施行する。

- (附則) この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 25 年 4 月 30 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 28 年 1 月 25 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 31 年 3 月 4 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 3 年 11 月 15 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 4 年 8 月 13 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 5 年 4 月 17 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 6 年 5 月 30 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

業務規程第31条の評価員身分証

JIO 選任評価員証			
評価員氏名	○ ○ ○ ○	写真	
生年月日	年 月 日		
選任年月日	年 月 日		
上記の者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条に基づき日本住宅保証検査機構(JIO)が選任した評価員であることを証明する。			
 日本住宅保証検査機構			

別表1 交付番号付与ルール

【住宅性能評価】

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

021—〇〇—〇〇〇〇—〇—〇—〇〇〇〇〇

1～3桁目	当機関の整理番号 021
4～5桁目	評価物件の建築場所がある都道府県の番号 ※
6～9桁目	評価書交付年(西暦)
10桁目	1:設計評価 2:建設評価(新築住宅)3:建設評価(既存住宅) 4:設計評価とあわせて長期確認 5:建設評価(既存)と長期確認
11桁目	1:一戸建ての住宅 2:共同住宅等
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、 00001から交付順に付する)

※都道府県の番号

01 北海道	11 埼玉	21 岐阜	31 鳥取	41 佐賀
02 青森	12 千葉	22 静岡	32 島根	42 長崎
03 岩手	13 東京	23 愛知	33 岡山	43 熊本
04 宮城	14 神奈川	24 三重	34 広島	44 大分
05 秋田	15 新潟	25 滋賀	35 山口	45 宮崎
06 山形	16 富山	26 京都	36 徳島	46 鹿児島
07 福島	17 石川	27 大阪	37 香川	47 沖縄
08 茨城	18 福井	28 兵庫	38 愛媛	
09 栃木	19 山梨	29 奈良	39 高知	
10 群馬	20 長野	30 和歌山	40 福岡	

【確認書】

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

021—〇〇—〇〇〇〇—〇—〇—〇〇〇〇〇

1～3桁目	当機関の整理番号 021
4～5桁目	登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号 ※
6～9桁目	確認書交付年(西暦)
10桁目	1:新築 2:増築・改築 3:建築行為無
11桁目	1:一戸建ての住宅 2:共同住宅等
12～16桁目	通し番号(11行目までの数字の並びの別に応じ、00001から交付順に付する)

※事務所毎に付する番号

00 東京性能評価センター

50 北日本性能評価センター

51 中部性能評価センター

52 西日本性能評価センター

別表2(評価料金等)

■一戸建て住宅

1.一戸建て住宅の設計住宅性能評価料金(新築住宅)

1-1. 単独での申請

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

延べ面積	選択項目 (注1)	設計住宅性能評価	変更設計住宅性能評価 (注2)	変更設計住宅性能評価 審査を伴わない表記事項のみ変更	変更設計住宅性能評価 他機関で設計住宅性能評価を実施
200m ² 未満	なし	44,000	22,000	7,700	44,000
	1	45,100	22,550		45,100
	2	46,200	23,100		46,200
	3	47,300	23,650		47,300
	4	48,400	24,200		48,400
	5	49,500	24,750		49,500
	6	50,600	25,300		50,600
	7	51,700	25,850		51,700
200m ² 以上	なし	55,000	27,500	7,700	55,000
	1	56,100	28,050		56,100
	2	57,200	28,600		57,200
	3	58,300	29,150		58,300
	4	59,400	29,700		59,400
	5	60,500	30,250		60,500
	6	61,600	30,800		61,600
	7	62,700	31,350		62,700

(注1)必須評価事項に加えて選択評価事項の「2.火災時の安全」「6.空気環境」「7.光・視環境」「8.音環境」

「9.高齢者等への配慮」「10.防犯」及び「地盤の液状化に関する情報提供」を選択する場合の項目数

(注2)変更内容に長期使用構造等確認との一体申請への変更が含まれる場合は上表料金に6,050円を加算します。

ただし設計内容に変更がなく、長期使用構造等確認との一体申請への変更のみの場合は上表料金によらず
7,700円(税込)となります。

※書面による申請の場合は1件につき1,650円(税込)を申請料金に加算します。

※電子申請において評価書等を書面で交付する場合は1件につき1,650円(税込)を申請料金に加算します。

※限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途見積りとする。

※上記、料金を減額するための要件と減額率は、別表6による。

1-2. 長期使用構造等確認との一体申請

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

延べ面積	選択項目 (注1)	設計住宅性能評価	変更設計住宅性能評価	変更設計住宅性能評価 審査を伴わない表記事項のみ変更	変更設計住宅性能評価 他機関で設計住宅性能評価を実施
200m ² 未満	なし	50,050	25,410	7,700	50,050
	1	51,150	25,960		51,150
	2	52,250	26,510		52,250
	3	53,350	27,060		53,350
	4	54,450	27,610		54,450
	5	55,550	28,160		55,550
	6	56,650	28,710		56,650
	7	57,750	29,260		57,750
200m ² 以上	なし	61,050	30,910	7,700	61,050
	1	62,150	31,460		62,150
	2	63,250	32,010		63,250
	3	64,350	32,560		64,350
	4	65,450	33,110		65,450
	5	66,550	33,660		66,550
	6	67,650	34,210		67,650
	7	68,750	34,760		68,750

(注1)必須評価事項に加えて選択評価事項の「2.火災時の安全」「6.空気環境」「7.光・視環境」「8.音環境」

「9.高齢者等への配慮」「10.防犯」及び「地盤の液状化に関する情報提供」を選択する場合の項目数

※書面による申請の場合は1件につき1,650円(税込)を申請料金に加算します。

※電子申請において評価書等を書面で交付する場合は1件につき1,650円(税込)を申請料金に加算します。

※限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途見積りとする。

※上記、料金を減額するための要件と減額率は、別表6による。

2. 一戸建て住宅の建設住宅性能評価料金(新築住宅)

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

延べ面積	建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 他機関で設計住宅性能評価を実施	建設評価再検査
100m ² 未満	99,000	121,000	16,500
200m ² 未満	110,000	132,000	16,500
500m ² 未満	121,000	143,000	22,000
500m ² 以上	176,000	198,000	22,000

※沖縄(本島を除く)及び島嶼部の建設評価実施の際は、上記金額の他に交通費、宿泊費、付帯経費を見積し加算します。

※変更建設住宅性能評価の料金

①JIOが建設住宅性能評価を行っている場合は、上表の建設評価再検査(検査が複数回となる場合は回数分)と

表1-1の変更設計住宅性能評価の料金を加算した額とします。ただし、直前の建設住宅性能評価をJIO以外で行っている場合は、上表の建設住宅性能評価(JIO以外で設計住宅性能評価を行っている場合)の料金となります。

②審査を伴わない記載事項の変更のみの場合は7,700円(税込)となります。

※書面による申請の場合は1件につき1,650円(税込)を申請料金に加算します。

※上記、料金を減額するための要件と減額率は、別表6による。

3. 一戸建て住宅の建設住宅性能評価料金(既存住宅)

3-1. 単独での申請

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

延べ面積	現況検査	現況検査 +個別性能評価1	現況検査 +個別性能評価2	特定現況検査	再検査
165m ² 未満	52,800	97,900	73,700	15,400	18,700
200m ² 未満	58,300	103,400	79,200	15,400	18,700
200m ² 以上	63,800	108,900	84,700	15,400	18,700

※現況検査、個別性能評価1及び2には6-3室内空気中の化学物質の濃度等、6-4石綿含有建材の有無等及び

6-5室内空気中の石綿の粉じんの濃度等は含まれません。

選択する場合は4.建設住宅性能評価の空気環境測定料金及び5.建設住宅性能評価の石綿含有建材等が別途加算されます。

※個別性能評価1：すべての既存住宅の評価

※個別性能評価2：建設住宅性能評価の図書又は等級が確認できる同等の信頼性を有する検査の図書による評価

※設計図書、構造計算書がない場合や限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途見積となります。

※個別性能評価及び特定現況検査は、現況検査と同時実施とします。

※沖縄(本島を除く)及び島嶼部の建設評価実施の際は、上記金額の他に交通費、宿泊費、付帯経費を見積し加算します。

※審査を伴わない表記事項の変更申請は7,700円(税込)となります。

※上記、料金を減額するための要件と減額率は、別表6による。

3-2. 長期使用構造等確認(既存住宅で建築行為なし)との一体申請

「3-1. 単独での申請」の料金に6,050円(税込)を加算します。

※上記、料金を減額するための要件と減額率は、別表6による。

4. 建設住宅性能評価の空気環境測定料金

建設住宅性能評価の化学物質の濃度測定(測定バッジによるパッシブ法) ※表中の表示額は全て税込(単位 円)

6-3室内空気中の化学物質の濃度等		
測定箇所数	ホルムアルデヒドのみ	ホルムアルデヒドを含む5物質
1	64,900	73,700

※ホルムアルデヒドを含む5物質：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン

※沖縄(本島を除く)及び島嶼部の建設評価実施の際は、上記金額の他に交通費、宿泊費、付帯経費を見積し加算します。

5. 建設住宅性能評価の石綿含有建材等

6-4 石綿含有建材の有無等	別途見積
6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	別途見積

※沖縄(本島を除く)及び島嶼部の建設評価実施の際は、上記金額の他に交通費、宿泊費、付帯経費を見積し加算します。

6. 再交付料金

1住戸につき7,700円(税込)とします。

ただし、建設住宅性能評価書(既存)を除き書面で交付する場合は1件につき1,650円(税込)を加算します。

■共同住宅等

1. 共同住宅等の設計住宅性能評価料金(新築住宅)

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

1-1. 単独での申請

N : 住戸数

延べ面積	設計住宅性能評価	変更設計住宅性能評価 (注1)	変更設計住宅性能評価 審査を伴わない表記事項のみ変更	変更設計住宅性能評価 他機関で設計住宅性能評価を実施
併用住宅1住戸	60,500	30,800	7,700	60,500
200m ² 未満	82,500+ N × 5500	41,250+ N × 5500		82,500+ N × 5500
500m ² 未満	110,000+ N × 5500	44,000+ N × 5500		110,000+ N × 5500
1,000m ² 未満	137,500+ N × 5500	49,500+ N × 5500		137,500+ N × 5500
1,500m ² 未満	192,500+ N × 5500	57,750+ N × 5500		192,500+ N × 5500
2,000m ² 未満	275,000+ N × 5500	82,500+ N × 5500		275,000+ N × 5500
3,000m ² 未満	357,500+ N × 5500	107,250+ N × 5500		357,500+ N × 5500
4,000m ² 未満	495,000+ N × 5500	148,500+ N × 5500		495,000+ N × 5500
5,000m ² 未満	632,500+ N × 5500	189,750+ N × 5500		632,500+ N × 5500
6,000m ² 未満	770,000+ N × 5500	231,000+ N × 5500	7,700+n × 1,100	770,000+ N × 5500
7,000m ² 未満	907,500+ N × 5500	272,250+ N × 5500	※ n は7住戸を超える部分の住戸数	907,500+ N × 5500
8,000m ² 未満	1,045,000+ N × 5500	313,500+ N × 5500		1,045,000+ N × 5500
9,000m ² 未満	1,188,000+ N × 5500	356,400+ N × 5500		1,188,000+ N × 5500
10,000m ² 未満	1,320,000+ N × 5500	396,000+ N × 5500		1,320,000+ N × 5500
15,000m ² 未満	1,661,000+ N × 5500	498,300+ N × 5500		1,661,000+ N × 5500
20,000m ² 未満	2,255,000+ N × 5500	676,500+ N × 5500		2,255,000+ N × 5500
25,000m ² 未満	2,997,500+ N × 5500	899,250+ N × 5500		2,997,500+ N × 5500
30,000m ² 未満	3,190,000+ N × 5500	957,000+ N × 5500		3,190,000+ N × 5500
40,000m ² 未満	3,382,500+ N × 5500	1,014,750+ N × 5500		3,382,500+ N × 5500
50,000m ² 未満	3,767,500+ N × 5500	1,130,250+ N × 5500		3,767,500+ N × 5500
100,000m ² 未満	4,152,500+ N × 5500	1,245,750+ N × 5500		4,152,500+ N × 5500
100,000m ² 以上	6,077,500+ N × 5500	1,823,250+ N × 5500		6,077,500+ N × 5500

(注1)変更内容に長期使用構造等確認との一体申請への変更が含まれる場合は上表料金に

「表1-2. 長期使用構造等確認との一体申請時の追加料金」の設計住宅性能評価欄の金額を加算します。

設計内容に変更がなく、長期使用構造等確認との一体申請への変更のみの場合や審査を伴わない表記事項の変更のみの場合は、上表料金によらず7住戸迄の部分を一律7,700円(税込)とし、それを超える住戸部分は1住戸につき1,100円(税込)を加算します。

※書面による申請の場合は1件につき1,650円(税込)を申請料金に加算します。

※電子申請において評価書等を書面で交付する場合は1件につき1,650円(税込)を申請料金に加算します。

※限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途見積りとする。

※上記、料金を減額するための要件と減額率は、別表6による。

1-2. 長期使用構造等確認との一体申請時の追加料金(注2)

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

延べ面積	設計住宅性能評価	変更設計住宅性能評価	変更設計住宅性能評価 JIO以外で設計住宅性能評価を行っている場合
併用住宅1住戸	6,050	3,410	6,050
200m ² 未満	58,300	29,700	58,300
500m ² 未満	69,300	35,750	69,300
1,000m ² 未満	88,000	44,000	88,000
2,000m ² 未満	123,200	62,700	123,200
2,000m ² 以上	別途見積	別途見積	別途見積

(注2)「1-1.単独での申請」の料金に上表の料金を加算します。

※上記、料金を減額するための要件と減額率は、別表6による。

延べ面積	建設住宅性能評価	建設住宅性能評価		建設評価再検査	
		他機関で設計住宅性能評価を実施	住棟・共用	住戸(注1)	
併用住宅1住戸	110,000	132,000		16,500	
200m ² 未満	170,500+ N× 5500	253,000+ N× 5500	33,000	N× 5500	
500m ² 未満	203,500+ N× 5500	313,500+ N× 5500	44,000	N× 5500	
1,000m ² 未満	330,000+ N× 5500	467,500+ N× 5500	71,500	N× 5500	
1,500m ² 未満	440,000+ N× 5500	632,500+ N× 5500	99,000	N× 5500	
2,000m ² 未満	550,000+ N× 5500	825,000+ N× 5500	110,000	N× 5500	
3,000m ² 未満	660,000+ N× 5500	1,017,500+ N× 5500	121,000	N× 5500	
4,000m ² 未満	753,500+ N× 5500	1,248,500+ N× 5500	132,000	N× 5500	
5,000m ² 未満	825,000+ N× 5500	1,457,500+ N× 5500	143,000	N× 5500	
6,000m ² 未満	935,000+ N× 5500	1,705,000+ N× 5500	154,000	N× 5500	
7,000m ² 未満	1,045,000+ N× 5500	1,952,500+ N× 5500	165,000	N× 5500	
8,000m ² 未満	1,155,000+ N× 5500	2,200,000+ N× 5500	176,000	N× 5500	
9,000m ² 未満	1,265,000+ N× 5500	2,453,000+ N× 5500	187,000	N× 5500	
10,000m ² 未満	1,375,000+ N× 5500	2,695,000+ N× 5500	198,000	N× 5500	
15,000m ² 未満	1,914,000+ N× 5500	3,575,000+ N× 5500	209,000	N× 5500	
20,000m ² 未満	1,969,000+ N× 5500	4,224,000+ N× 5500	220,000	N× 5500	
25,000m ² 未満	2,079,000+ N× 5500	5,076,500+ N× 5500	238,500	N× 5500	
30,000m ² 未満	2,948,000+ N× 5500	6,138,000+ N× 5500	297,000	N× 5500	
40,000m ² 未満	3,058,000+ N× 5500	6,440,500+ N× 5500	392,700	N× 5500	
50,000m ² 未満	3,905,000+ N× 5500	7,672,500+ N× 5500	451,000	N× 5500	
100,000m ² 未満	4,719,000+ N× 5500	8,871,500+ N× 5500	451,000	N× 5500	
100,000m ² 以上	5,621,000+ N× 5500	11,698,500+ N× 5500	451,000	N× 5500	

(注1) 住戸のみの再検査の場合は上記金額の他に22,000円(税込)を加算します。但し、併用住宅1住戸は除く。

※沖縄(本島を除く)及び島嶼部の建設評価実施の際は、上記金額の他に交通費、宿泊費、付帯経費を見積り加算します。

※変更建設住宅性能評価の料金

- ①JIOが建設住宅性能評価を行っている場合は、上表の建設評価再検査(検査が複数回となる場合は回数分)と表1-1の変更設計住宅性能評価の料金(住戸数×5,500を除く)を加算した額とします。ただし、直前の建設住宅性能評価をJIO以外で行っている場合は、上表の建設住宅性能評価(他機関で設計住宅性能評価を実施)の料金となります。
- ②審査を伴わない表記事項の変更のみの場合は7住戸迄の部分を一律7,700円(税込)とし、それを超える住戸部分は1住戸につき1,100円(税込)を加算します。

※書面による申請の場合は1件につき1,650円(税込)を申請料金に加算します。

※電子申請において評価書等を書面で交付する場合は1件につき1,650円(税込)を申請料金に加算します。

※上記、料金を減額するための要件と減額率は、別表6による。

3. 共同住宅等の建設住宅性能評価料金(既存住宅)

3-1. 併用住宅・長屋・重ね建住宅の現況検査(必須項目)

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

住戸数	設計図書あり	設計図書なし	再検査
1戸	118,800	別途見積	26,400
2戸以上の検査を同時に実施する場合 n : 同時に検査する住戸数	$118,800 + 30,800 \times (n - 1)$	別途見積	$26,400 + 22,000 \times (n - 1)$

※沖縄(本島を除く)及び島嶼部の建設評価実施の際は、上記金額の他に交通費、宿泊費、付帯経費を見積し加算します。

※上記、料金を減額するための要件と減額率は、別表6による。

3-2. 共同住宅の現況検査(必須項目)

3-2-1. 共用部分(1棟の料金)

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

延べ面積	設計図書あり	設計図書なし	再検査
200m ² 未満	88,000	別途見積	26,400
500m ² 未満	110,000	別途見積	26,400
2,500m ² 未満	209,000	別途見積	44,000
5,000m ² 未満	242,000	別途見積	48,400
7,500m ² 未満	275,000	別途見積	57,200
10,000m ² 未満	352,000	別途見積	74,800
15,000m ² 未満	407,000	別途見積	83,600
20,000m ² 未満	440,000	別途見積	92,400
20,000m ² 以上	別途見積	別途見積	別途見積

※沖縄(本島を除く)及び島嶼部の建設評価実施の際は、上記金額の他に交通費、宿泊費、付帯経費を見積し加算します。

※共用部分評価シート作成料金は、共用部分(1棟の料金)と同額です。

※上記、料金を減額するための要件と減額率は、別表6による。

3-2-2. 専用部分

共用現況検査と同時に実施する場合

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

住戸数	設計図書あり	設計図書なし	再検査
1戸当り	30,800	別途見積	22,000

共用部分評価シートを活用した場合

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

住戸数	設計図書あり	設計図書なし	再検査
1戸	49,500	別途見積	22,000
2戸以上の検査を同時に実施する場合 n : 同時に検査する住戸数	$49,500 + 33,000 \times (n - 1)$	別途見積	$22,000 \times n$

※沖縄(本島を除く)及び島嶼部の建設評価実施の際は、上記金額の他に交通費、宿泊費、付帯経費を見積し加算します。

3-3. 特定現況検査

特定現況検査	別途見積
--------	------

※特定現況検査は現況検査及び個別性能評価と同時実施とします。

3-4. 個別性能評価

3-4-1. 個別性能評価(1棟当り)

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

評価項目	すべての既存住宅の評価		建設住宅性能評価の図書又はこれと同等の信頼性を有する検査の図書による評価	
	設計図書あり	設計図書なし		
1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	別表3による	—	22,000	
1-2耐震等級(構造躯体の損傷防止)	別途見積		別途見積	
1-3その他【免震建築物】	別表4による			
1-4耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	別途見積			
1-5耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	別途見積		22,000	
1-6地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	8,800			
1-7基礎の構造方法及び形式				
3-1劣化対策等級(構造躯体等)	55,000	別途見積	11,000	

※個別性能評価は現況検査と同時実施とします。

※個別性能評価のみの再検査の場合は、上記金額の他に14,850円(税込)を加算します。

3-4-2. 個別性能評価(1戸当り)

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

評価項目	すべての既存住宅の評価		建設住宅性能評価の図書又はこれと同等の信頼性を有する検査の図書による評価
	設計図書あり	設計図書なし	
2-1感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	8,800	別途見積	5,500
2-2感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)			
2-3避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)			
2-4脱出対策(火災時)			
2-5耐火等級[延焼の恐れのある部分(開口部)]			
2-6耐火等級[延焼の恐れのある部分(開口部以外)]			
2-7耐火等級(界壁及び界床)			
4-1維持管理対策等級(専用配管)	8,800	別途見積	5,500
4-2維持管理対策等級(共用配管)			
4-3更新対策等級(共用配管)			
4-4更新対策等級(専用配管)			
5-1断熱等性能等級	31,900	別途見積	5,500
5-2一次エネルギー消費量等級	31,900	別途見積	5,500
6-2換気対策(局所換気対策)	8,800	別途見積	5,500
7-1単純開口率	8,800	別途見積	5,500
7-2方位別開口比			
9-1高齢者等対策等級(専用部分)	8,800	別途見積	5,500
9-2高齢者等対策等級(共用部分)	8,800	別途見積	
10-1開口部の侵入防止対策	8,800	別途見積	5,500

※6-3室内空気中の化学物質の濃度等は、4.建設住宅性能評価の空気環境測定料金表による。

6-4石綿含有建材の有無等、6-5室内空気中の石綿の粉じんの濃度等は、5.建設住宅性能評価の石綿含有建材等測定料金表による。

※個別性能評価は現況検査と同時実施とします。

※個別性能評価のみの再検査の場合は、上記金額の他に14,850円(税込)を加算します。

4.建設住宅性能評価の空気環境測定料金

建設住宅性能評価の化学物質の濃度測定(測定バッジによるパッシブ法)

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

6-3室内空気中の化学物質の濃度等		
測定箇所数 (同一時期に測定できる箇所数)	ホルムアルデヒドのみ(1箇所)	ホルムアルデヒドを含む5物質(1箇所)
1	64,900	73,700
2	35,200	55,000
3~5	30,800	44,000
6~10	24,200	38,500
11~30	22,000	33,000
31~	20,900	30,800

※ホルムアルデヒドを含む5物質：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン

※沖縄(本島を除く)及び島嶼部の建設評価実施の際は、上記金額の他に交通費、宿泊費、付帯経費を見積し加算します。

5.建設住宅性能評価の石綿含有建材等

6-4 石綿含有建材の有無等	別途見積
6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	別途見積

※沖縄(本島を除く)及び島嶼部の建設評価実施の際は、上記金額の他に交通費、宿泊費、付帯経費を見積し加算します。

別表3：1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)評価料金

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

延べ面積	許容応力度計算又は耐震診断	限界耐力計算等
500m ² 未満	83,600	別途見積
2,000m ² 未満	132,000	
5,000m ² 未満	176,000	
10,000m ² 未満	231,000	
10,000m ² 以上	別途見積	

別表4：1-3その他【免震建築物】評価料金

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

延べ面積	評価料金
500m ² 未満	83,600
2,000m ² 未満	132,000
5,000m ² 未満	176,000
10,000m ² 未満	231,000
10,000m ² 以上	別途見積

6.変更申請料金

審査を伴わない表記事項の変更申請は7,700円(税込)となります。

7.再交付料金

7住戸迄の部分を一律7,700円(税込)とし、それを超える住戸部分は1住戸につき1,100円(税込)を加算します。
ただし、建設住宅性能評価書(既存)を除き書面で交付する場合は1件につき1,650円(税込)を加算します。

別表5 (確認料金)

■一戸建て住宅

1. 一戸建て住宅の長期使用構造等確認料金(新築)

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

申請種別	長期使用構造等確認 (注)	変更長期使用構造等確認	変更長期使用構造等確認 審査を伴わない表記事項のみ変更	変更長期使用構造等確認 他機関で設計住宅性能評価を実施
単独での申請	55,000	33,000	7,700	55,000
住宅性能評価と併せた申請	6,050	3,410		6,050

(注)JIOの設計住宅性能評価書等を取得しており、長期使用構造等の確認が省略できる場合は7,700円(税込)となります。

※上記と併せて申請する住宅性能評価の料金は、別表2による。

※軽微変更該当証明申請は12,100円(税込)となります。

※書面による申請の場合は1件につき1,650円(税込)を申請料金に加算します。

※電子申請において評価書等を書面で交付する場合は1件につき1,650円(税込)を申請料金に加算します。

※限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途見積りとする。

※上記、料金を減額するための要件と減額率は、別表6による。

2. 一戸建て住宅の長期使用構造等確認料金(増築・改築、建築行為を伴わない既存住宅)

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

申請種別	長期使用構造等確認 (注2)	変更長期使用構造等確認	変更長期使用構造等確認 審査を伴わない表記事項のみ変更	変更長期使用構造等確認 他機関で設計住宅性能評価を実施
耐震性の審査が必要	101,200	49,500	7,700	101,200
耐震性の審査が省略できる (注1)	73,700	35,200		73,700
既存住宅で住宅性能評価と 併せた申請	6,050	3,410		6,050

(注1)耐震性に係るリフォーム、増改築の計画がなく評価書等があり耐震性の審査が省略できる場合に限ります。

(注2)JIOの建設住宅性能評価書(既存)を取得しており、長期使用構造等の確認が省略できる場合は7,700円(税込)となります。

※上記と併せて申請する住宅性能評価の料金は「性能評価料金表」を参照してください。

※軽微変更該当証明申請は12,100円(税込)となります。

※書面による申請の場合は1件につき1,650円(税込)を申請料金に加算します。

※電子申請において評価書等を書面で交付する場合は1件につき1,650円(税込)を申請料金に加算します。

※限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途見積りとする。

※上記、料金を減額するための要件と減額率は、別表6による。

3. 再交付料金

1住戸につき7,700円(税込)となります。

■共同住宅等

1. 共同住宅等の長期使用構造等確認料金(新築)

1-1. 単独での申請

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

延べ面積	長期使用構造等確認 (注)	変更長期使用構造等確認	変更長期使用構造等確認 審査を伴わない表記事項のみ変更	変更長期使用構造等確認 他機関で設計住宅性能評価を実施
200m ² 未満	132,000	67,100		132,000
500m ² 未満	183,700	91,300		183,700
1,000m ² 未満	310,200	149,600	7,700	310,200
2,000m ² 未満	531,300	258,500		531,300
2,000m ² 以上	別途見積	別途見積		別途見積

1-2. 住宅性能評価と併せた申請

※表中の表示額は全て税込(単位 円)

延べ面積	長期使用構造等確認 (注)	変更長期使用構造等確認	変更長期使用構造等確認 審査を伴わない表記事項のみ変更	変更長期使用構造等確認 他機関で設計住宅性能評価を実施
200m ² 未満	58,300	29,700		58,300
500m ² 未満	69,300	35,750		69,300
1,000m ² 未満	88,000	44,000	7,700	88,000
2,000m ² 未満	123,200	62,700		123,200
2,000m ² 以上	別途見積	別途見積		別途見積

(注)JIOの設計住宅性能評価書等を取得しており、長期使用構造等の確認が省略できる場合は7,700円(税込)となります。

※併用住宅1住戸の場合は一戸建て住宅の料金を適用します。

※上記と併せて申請する住宅性能評価の料金は、別表2による。

※軽微変更該当証明申請は12,100円(税込)となります。

※書面による申請の場合は1件につき1,650円(税込)を申請料金に加算します。

※電子申請において評価書等を書面で交付する場合は1件につき1,650円(税込)を申請料金に加算します。

※限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途見積りとする。

※上記、料金を減額するための要件と減額率は、別表6による。

2. 共同住宅等の長期使用構造等確認料金(建築行為を伴わない既存住宅)

別途見積となります。

※共同住宅等の長期使用構造等確認のうち、増築・改築のお取扱いはございません。

3. 再交付料金

1件につき7,700円(税込)となります。

別表6（減額要件及び減額率）

第34条各号	最大減額率		
	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価	長期使用構造等確認
(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係わる住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請において、一定程度の業務効率化が見込めるとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し(当機関が当該認定書の写しを有しており、評価等の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。	10%	10%	10%
(2) 1年以上継続して住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が見込めるときで、あらかじめ当機関との協議等により構造部材、断熱材及び設備等の仕様の共通化がなされ、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。	40%	40%	40%
(3) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。	40%	40%	40%
(4) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。	40%	40%	40%
(5) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。	—	10%	—
(6) 地方自治体等が行う制度の要件として、住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。	40%	40%	40%

※第34条各号に2以上適用となる場合の設計住宅性能評価における最大減額率は40%を上限とする。

※第34条各号に2以上適用となる場合の建設住宅性能評価における最大減額率は50%を上限とする。

※第34条各号に2以上適用となる場合の長期使用構造等確認における最大減額率は40%を上限とする。